

会 議 記 録 (1)

会議名称	平成22年度第6回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会
開会及び 閉会日時	平成22年8月23日（月） 午前9時30分～午前11時15分
開催場所	北本市役所第3庁舎研修室
委員長氏名	委員長 河井宏暢
出席 委員(者) 氏 名	加藤信利、須藤善次郎、高橋陽子、高橋伸治、古賀利雄、 秋吉徳子、関山邦孝、矢澤拓夫、河井宏暢
欠席 委員(者) 氏 名	宮城仁
説明者の 職氏名	協働推進課 主幹 長嶋太一
事務局職 員職氏名	協働推進課 課長 柴崎照夫 主幹 長嶋太一 主事補 長谷川知亮
会議 次第	1 開 会 2 議 題 他市の市民参画制度の研究 3 そ の 他 4 閉 会
配布 資料	1 次第 2 第3回～第5回委員会で検討した市民参画の問題の整理 3 市民参画条例 他都市の状況（項目別） 4 久喜市市民参加条例 5 久喜市市民参加条例施行規則 6 大和市市民参加推進条例 7 大和市市民参加推進条例施行規則 8 宮古市参画推進条例 9 宮古市参画推進条例施行規則 10 奥州市市民参画条例

会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
河井委員長	1 開 会 これより、平成22年度第6回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会を開催する。 北本市市民参画推進条例の検討は今回の委員会を含め残り3回で終了し、北本市協働推進条例の検討に移らなければならない。具体的な条例案がまとまるよう、積極的な議論を行っていきたい。
河井委員長	2 議 題 本日の議題に入る前に、第3回から第5回の委員会で検討した北本市における市民参画の問題点を整理しておきたい。 あわせて、これまでの議論で提示された市民参画の問題を解決するための「方策」について、事務局から説明をお願いします。 —事務局 長嶋 説明—
河井委員長	ただいま事務局から説明があった7項目以外に問題解決の方策について提案等があれば、発言してもらいたい。 特に補足が無いようなので、本日の議題に移りたい。 —一同 承諾—
河井委員長	本日の議題は「他市の市民参画制度の研究」である。 これまで委員会で行ってきた、北本市の市民参画制度の問題点やその解決方策についての議論を基礎とし、他市の市民参加条例を研究していきたい。 まずは事務局からの説明をお願いします。 —事務局 長嶋 他市の市民参画条例の制定状況について説明— ・「市民参加条例 他都市の状況」（前回配布資料） ・「市民参画条例 他都市の状況（項目別）」（今回配布資料） (1) 他市条例の類型 - ア 自治基本条例との関係（委任条例 or 単独条例） - イ 協働推進条例、市民活動推進条例との関係（複合条例 or 単独条例） (2) 市民参画条例のスタンダード - ア 参画の方法 - イ 参画の実施（マッチング・ルール） - ウ 参画の対象（＋適用除外事項の記載） - エ 参画の時期

会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
高橋（伸） 委員 事務局	オ 参画手続の公表（実施予定・実施状況・広報場所の規定） カ 出された意見の取扱い キ 市民政策提案制度 ク 推進評価機関 市民参加条例は、今回取り上げた11の条例以外にもさまざまな自治体が制定しているのか。 前回配布資料「市民参加条例 他都市の状況」にまとめたものが、事務局で調べた条例制定自治体です。しかし、市民参加条例は国の登録制度ではなく、条例の内容や名称もそれぞれ異なるため、全ての自治体の市民参加条例を一律の基準で「正確」に数え上げることは困難です。市民参画制度に加えて協働推進あるいは市民活動促進などの施策も包含した複合的な内容の条例も存在します。 大阪府箕面市は他の自治体に先駆けて市民参加条例を定めましたが、この条例はどちらかというと理念に重点を置いた条例で、市民参画メニューを列記した埼玉県和光市の市民参加条例とは性質が異なります。 今回は、自治基本条例の委任条例として市民参加条例を設けている自治体と、埼玉県内で市民参加条例を単独で設けている自治体を整理しました。 また、補足ですが、埼玉県久喜市は、旧久喜市の時に制定した自治基本条例や市民参加条例が合併によってそれぞれ廃止されている状態です。現在は、条例ではなく市民参加計画の形で同等の制度を運用しています。合併後の新しい市の市民の間で新たな合意形成を図ることで、再度の条例制定を目指しているようです。 市民参加条例を既に制定した自治体では、どの程度の頻度で条例の見直しが行われているのか。条例を機動的に活用している自治体では、条例の見直しも必要に応じて頻繁に行われているのではないかと推察する。条例制定後に全く活用せず神棚に大事に飾って満足しているようでは、やはりいけないと思う。 条例の制定や改正には議会の議決を要しますので、それほど頻繁な改正は行われにくいものと思われます。こまかな運用ルールは、規則の中で規定していくのが一般的です。 政策の実施段階だけでなく、計画段階でも市民参画が実現されることが肝要である。選挙で選んだからといって議会に白紙委任してしまったり、行政に全てを頼りきりにしてしまう形のままではなら
高橋（伸） 委員	
事務局	
高橋（伸） 委員	

会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
古賀委員	ない。 行政単独で形をほぼ固めてしまった政策を、パブリック・コメント手続だけで後からアリバイ的に市民の声を「聴いた」ことにして強引に実施してしまうようではいけない。
高橋（伸）委員	市民による検討の際には、外から専門家を招くこともある程度は有用かもしれないが、その専門家が地域の特性や事情に精通していないと合意形成が容易でない場合がある。専門的知識や経験を有する人材を市民の中から発掘する、「人材の『地産地消』」の視点が必要だ。
秋吉委員	市民が利用可能な市民参画メニューを数多く用意するのも重要だが、選択肢が増えることにより個々の制度の運用や活用が中途半端になってしまう危険性も生まれる。制度に一本のしっかりとした軸を定めて、市民がどの時点でどのように参画できるのかを明確にしていかなければ、せっかく作った制度や条例もうまく機能しないだろう。 42もの審議会が市に存在することを、私は先日の委員会で初めて知った。市民参画制度を整備し活用するためには、制度を市民に丁寧に説明し、加えて市民参画に対応する行政の窓口の整備も念入りに行う必要がある。この委員会でも委員の皆さんが貴重な時間を割いて審議しているのだから、市の人口規模と風土に即した、市民が利用しやすい良い条例を作りたいと思う。
関山委員	市民参画制度は、審議会や100人委員会等、市政に対して深い関心を抱いた人が集まるものが主軸になるのではないかと私は考えるが、市民参画の裾野を広げられるような、市民の気軽な利用が可能となる制度を整備していくことも重要であると考えている。 北本市自治基本条例制定の際に開催した住民説明会への参加者は、非常に少なかった。北本市市民参画推進条例をこれから制定するにあたって、制度や条例を市民全体により広く知ってもらえるように配慮していきたいと思う。 提案だが、「市民参加推進員」として、自治会の班長が地域単位で市民参画をサポートするような制度を設けられないか。
高橋（伸）委員	多少語弊のある言い方になるかもしれないが、給料を貰って市政運営に全面的に携わる行政職員と、一般の市民とではやはり事情が異なる。市民に無償で四六時中市政のことばかり考えさせる、という発想は、あまり現実的でないように思う。建前論だけでは積極的

会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
秋吉委員	な市民参画の実現は難しい。市民参画が必要となるような大きな事態が予想されなければ、ある程度は行政に任せるべきではないかと思う。 市民参画を促すのであれば、素敵なデザインのエコバッグでもペンケースでも、市民が市政に積極的に参画した事実を個人のステータスとして証明できるようなグッズを作ってはどうか。
河井委員長	お金が無いなら、知恵を出す。そうした発想が重要だ。 配布資料の「市民参画条例 他都市の状況（項目別）」で表に分類されていないいくつかの条文は、どのような内容なのか。おもしろい制度が他にもあるようであれば、この場で紹介してもらいたい。
事務局	この資料は、春日部市が市民参加推進条例を検討する際に使用された資料の編集形式を参考に、各分類項目に対応する条文の数字を付記するなどして改めたものです。各市町の条例に共通した規定項目を一覧するために大まかな括りで分類したものですので、各条例の条文全てを詳細に記載したものではありません。 分類項目に直接当てはまらない、各自治体に特徴的な市民参画制度については、宮代町の「公募委員登録」や日高市の「市民会議」のように表中に特記しました。
河井委員長	委員の皆様から、他に意見や質問等が無ければ、本日の議事はこれで終了する。 今回までの議論に基づき、次回は北本市市民参画推進条例に規定する具体的な「項目案」をまとめていく。 事務局には、検討資料として、委員会の今までの議論を整理した「項目案」の提示をお願いしたい。 —事務局 了承—
加藤副委員長	3 その他 次回委員会は9月1日（水） 午前9時30分から午前11時まで 北本市文化センター第3研修室で開催予定 4 閉 会 それでは、これをもって平成22年度第6回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会を終了する。